

里山林整備事業（危険木の除去）の見直しについて

1 経緯等

里山林整備事業において地域の要望が里山の間伐から危険木の除去にシフトしており、この事業費が全体事業費の約 50% を占め、他メニューの採択ができなくなっている。

このことから、平成 30 年度事業より、事業主体に対し事業費の詳細について報告することを義務付け、平成 31 年度から標準単価を設定することを検討してきた。

2 結果

報告をとりまとめた結果、施業内容や保全対象、対象木等が様々で事業費のばらつきが大きく、標準単価の設定が困難であったため、下記のとおり事業内容を見直すことで事業費の圧縮を行う。

3 見直し案について

(1) 対象木

次のいずれかに該当するもの

- (ア) 樹高が概ね 10 m 以上であって枯損木又は斜立木であるもの
- (イ) 県が特に危険と認めるもの。

(2) 保全対象

【補助対象】

- ・ 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの

【原則、補助対象外】

- ・ 森林所有者と保全対象の所有者（管理者）が同一であるもの
- ・ 農地、ため池等で人命に関わる可能性が低いもの
- ・ 公園等のうち管理者が除去すべきもの
- ・ 道路等のうち視界の確保を目的とするもの

ただし、県が特に必要と認めるものについては協議の上、補助対象とする。

(3) 施業内容

【補助対象】

- ・ 伐倒、林内整理（枝払い、玉切り、片付け）

【原則、補助対象外】

- ・ 搬出、破砕

ただし、県が特に必要と認めるものについては協議の上、補助対象とする。

4 その他

- ・ 継続して事業費の調査を行い、標準単価等の設定については引き続き検討をする。